

令和2年7月10日

保護者の皆様へ

京都市立栗陵中学校
校長 大由里 昭彦

三訂保存版 台風等・地震に対する非常措置についてのお知らせ

台風等・地震が発生した場合や特別警報が発令された場合は、下記のような措置をとりますので、御理解の上、御協力くださいますようお願いします。

「2. 大雨警報、洪水警報等が発表された場合、3 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について」を追加しました。再度、網掛け部分の訂正をさせていただきました。

記

1 台風に対する非常措置

台風により京都市（テレビ・ラジオにおいて「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「暴風警報」が発令された場合には、次のような措置をとります。

なお、暴風警報以外の大雨や洪水等の警報の場合は平常授業となります。

（1）登校前に発令された場合

①「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

②「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

- 午前7時までに解除になった場合 …………… 平常授業
- 午前9時までに解除になった場合 …………… 3時間目からの授業
(10時25分登校、10時35分始業)
- 午前11時までに解除になった場合 …………… 5時間目からの授業
(12時45分登校、12時55分始業)
- 午前11時現在 警報発令中の場合 …………… 臨時休業

（2）在校中に発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅について保護者引き渡しも含め決定します。

2 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール配信で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

（特に、全市的に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。）

3 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について

水害の避難勧告について

本校の校区である池田・池田東・醍醐西学区のいずれかに避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

4 特別警報に対する非常措置

京都市において自然災害等により「特別警報」が発令された場合は、次のような措置を取ります。

（1）登校前に発令された場合

- ①「特別警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- ②「特別警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。
 - 午前0時までに解除になった場合 5時間目からの授業
 - 午前0時現在警報発令中の場合 臨時休業

（2）在校中に発令された場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。帰宅については保護者引き渡し帰宅とします。

5 地震に対する非常措置

京都市において震度5弱以上の地震があった場合は、次のような措置をとります。

（1）登校前に発生した場合

- ①震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。
 - 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、発生した場合は当日を臨時休業とします。
 - 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合はホームページPTAメール等により、授業等を実施する旨を連絡します。
- ②臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

（2）在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。帰宅については保護者引き渡し帰宅とします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。